

寄 附 行 為

平成 19 年 3 月 20 日改正

財団法人 生涯学習開発財団

財団法人 生涯学習開発財団
寄 附 行 為

- 第1章 総則
- 第2章 目的及び事業
- 第3章 資産及び会計
- 第4章 役員、評議員及び職員
- 第5章 会議
- 第6章 寄附行為の変更及び解散
- 第7章 補則
- 附則

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人 生涯学習開発財団という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区虎ノ門1丁目1番21号に置く。

(支 部)

第 3 条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部または連絡所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この法人は、心身の健康を基礎にした自立的、創造的な生涯学習（以下「生涯学習」という。）に関する調査、研究、研修及び支援事業を行い、もって社会教育の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 生涯学習研修センターの設置及び運営
- (2) 生涯学習に資する講習会、講演会、研究会の開催
- (3) 生涯学習に関する調査、研究及び奨学金・助成金の支給

- (4) 生涯学習に関する国内外の団体等との連携協力、支援
- (5) 前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第 6 条 この法人の資産は、次のとおりとする。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 資産から生ずる収入
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) 寄附金品
 - (5) その他の収入

(資産の種別)

- 第 7 条 この法人の資産を分けて基本財産と運用財産の2種とする。
- 2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
 - 3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

- 第 8 条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等、確実な方法により理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

- 第 9 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に、繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り、これらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

- 第 10 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経て、毎年会計年度開始前に、文部科学大臣に届けなければならない。
事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第 12 条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減理由書とともに、監事の意見を付け、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の承認を受けて、毎年会計年度終了後 3 ヶ月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 13 条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 14 条 第 9 条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

(会計年度)

第 15 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 章 役員、評議員及び職員

(役員)

第 16 条 この法人は、次ぎの役員を置く。
(1) 理事 7 名以上 15 名以内 (うち、理事長 1 名とする。)

(2) 監事2名

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は互選で理事長を定める。

2. 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
3. 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務)

第18条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

理事は、理事会を組織して、この寄附行為の定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第19条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第20条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第 21 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決により理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第 22 条 役員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2. 常勤役員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員選出)

第 23 条 この法人には、評議員7名以上15名以内を置く。評議員現在数は、理事現在数と同数以上とする。

2. 評議員は、役員を兼ねることができない。
3. 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
4. 評議員のうちには、役員のいずれか1人と親族その他特殊の関係のある者の数又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、評議員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
5. 評議員には、第20条から第22条までの規定を準用する。
この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員職務)

第 24 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職員)

第 25 条 この法人の事務を処理するために、必要な職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。

3. 職員は、有給とする。

第5章 会 議

(理事会の招集等)

第 26 条 理事会は、毎年 2 回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から 10 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第 27 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第 28 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (3) 基本財産についての事項
 - (4) 長期借入金についての事項
 - (5) 第 1 号、第 3 号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
 - (6) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。
2. 前 2 条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において前 2 条中、「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第 29 条 全ての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 30 条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 3 分の 2 以上の議決を経て、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解 散)

第 31 条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 32 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 7 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 33 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2. 前項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第6号の書類は永年、同項第7号から第9号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細 則)

第34条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

(選考委員会)

第35条 この法人には、第5条第3号の事業の対象となる者を選考するため、奨学金、助成金支給対象者選考委員会を置く。

(選考委員)

第36条 奨学金・助成金支給対象者選考委員会は、2名以上5名以内の選考委員をもって組織する。

2. 選考委員は、学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
3. 選考委員のうちには、この法人の役員及び評議員が2名を超えて含まれることにはならない。
4. 第17条第2項の規定は選考委員について準用する。
この場合において、条文中「理事」とあるのは「選考委員」と読み替えるものとする。

附 則

1. 第15条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の会計年度は、昭和58年4月1日から昭和59年3月31日までとする。
2. 第17条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の理事及び監事は次のとおりとする。

理 事	阿 部	圭
理 事	井 内	慶次郎
理 事	軽 部	三 郎
理 事	山 東	良 文
理 事	武 田	邦太郎
理 事	兵 頭	宣 昭
理 事	長谷川	和 夫

理	事	日	高	幸	男
理	事	松	田	妙	子
理	事	三	澤	千	代
理	事	吉	田	重	治
監	事	神	谷	克	巳
監	事	望	月	繼	治